

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部長

緊急事態宣言の期間延長に伴う障害福祉サービス等事業所の対応について

平素より、東京都の障害者福祉施策に御理解、御協力をいただき有難うございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の障害福祉サービス等事業所の対応については、「緊急事態宣言を踏まえた障害福祉サービス等事業所における対応について」（令和2年4月10日付2福保障計第149号東京都福祉保健局障害者施策推進部長通知。以下「都通知」という。）により御対応いただいているところです。

このたび、緊急事態宣言の継続が決定されましたが、厚生労働省からは別添「緊急事態宣言が継続された場合の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和2年5月1日付事務連絡）により、引き続き、これまでの対応を継続するよう示されています。

つきましては、各施設・事業所におかれましては、5月7日以降についても、引き続き、支援が必要な利用者へのサービスが確保されるよう、都通知による御対応の継続をお願いいたします。

なお、サービスの提供に当たっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡）をはじめとした事務連絡等を参照いただき、十分な感染防止対策を講じていただくようお願いいたします。

また、感染防止を理由として、やむを得ず自主的に臨時休業する場合は、東京都担当まで御一報をお願いいたします。その場合においても、利用者に必要な支援が提供されるよう、適切な代替サービスの提供等について配慮してください。

（問い合わせ先）

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【就労移行支援・就労継続支援A型、B型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助】

地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

【都立施設・都立民間移譲施設】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4159 FAX 03-5388-1407